

会 議 録

会議名	和泉市政策調整委員会
開催日時	令和5年5月17日（水）午後1時から午後2時30分まで
開催場所	和泉市役所 3階庁議室
出席者	委員：森吉副市長（委員長）、吉田副市長（副委員長）、小泉参与、 並木市長公室長、前田総務部長、八木都市デザイン部長、 藤井企画経営担当課長、門林財政課長、高垣総務担当課長 担当部：藤原子育て健康部長、高橋健康づくり推進室長、 米田病院経営管理担当課長、井上病院経営管理担当総括主幹 事務局：東政策企画室長、左海政策・資産マネジメント担当課長、 伊賀政策・資産マネジメント担当主事
欠席者	堀市長公室理事
議事次第	和泉市立総合医療センター増改築事業について
会議資料	次第 【資料番号1】和泉市政策調整委員会付議要求書 【資料番号2】和泉市立総合医療センター増改築事業について 【参考資料1】和泉市政策調整委員会要綱
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・和泉市立総合医療センター増改築事業については、増改築の必要性が認められること及び寄附を受けることに問題がないことから、指定管理者の費用で増改築事業を進め、完成後に市が寄附を受けるように調整を進めることとした。 ・審議結果については、令和5年第2回定例会厚生文教委員会協議会における議会の意見を聴取した上で、庁議に報告し、最終の意思決定を図ることとした。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>本日の審議事項は、和泉市政策調整委員会要綱第6条第1項の規定に基づき、令和5年5月12日付で子育て健康部長から付議要求があった「和泉市立総合医療センター増改築事業について」となる。</p>
<p>森吉副市長</p> <p>藤原部長</p>	<p>【付議理由の説明】</p> <p>付議要求の説明を願う。</p> <p>資料番号1</p> <p>平成30年4月に和泉市立総合医療センターとして開院し、令和5年4月1日現在、35診療科、常勤医師131名の体制となり、許可病床数307床は100%を超える病床稼働である。また、1日平均の外来患者数は、平成29年度の旧病院時代が559名、平成30年度からの新病院では850名で、令和4年度には1,058名となり、旧病院時代と比較すると約2倍に激増する状況である。</p> <p>このような中、想定以上の患者数に加え、「コロナ禍における患者間でのソーシャルディスタンスによる待ち合いスペースの不足」、「医師増加に伴う診察室の不足」、「健診センターのスペース不足」、「がんセンターの診察室不足・化学療法用ベッド不足」、「救急医療体制の充実に伴うHCUの新規設置」などが課題である。</p> <p>これまでも既存施設の空きスペースを活用し、内部改修を行うことで対応してきたが、既存施設のスペース確保にも限界がきており、今後、増加する患者に対して、十分な医療サービスを提供できない可能性があり、指定管理者からも待合スペースや診察室等が不足しており、今後、患者への医療サービスの低下につながる懸念があるとの話もあり、医療サービスの向上を図るために、増改築が必要な状況である。</p> <p>については、指定管理者と協議を重ねたところ、市が施工する場合と比較し、指定管理者が施工を行う方がはるかに短期間で増改築できることが判明し、また、指定管理者から「これまで得た収益等を地域に還元したい」との申出もあった。</p> <p>以上のことから、和泉市立総合医療センターの増改築事業について、指定管理者が自らの費用で増改築を行い、完成後に市が寄附を受けることについて、審議を願うもの。</p>
<p>森吉副市長</p> <p>健康づくり推進室</p>	<p>【議題 ①増改築の必要性について、②寄附の是非について】</p> <p>付議案件の説明を願う。</p> <p>資料番号2</p> <p>○2 ページ (本日の議題)</p> <p>増改築の必要性、寄附の是非について審議を求めるもの。</p> <p>○3 ページ</p>

これまでの和泉市の病院事業について、昭和 38 年に公立和泉病院分院として発足し、昭和 47 年には和泉市立病院としてスタートした後、救急告示の取下げなどがあり、平成 26 年 4 月から令和 16 年 3 月 31 日までの 20 年間の指定管理者制度を導入した。その後、平成 27 年 2 月に新病院開院に向けた、新病院基本構想計画を策定し、平成 30 年 4 月から新病院として「和泉市立総合医療センター」が開院した。令和 3 年には、国から「地域がん診療連携拠点病院」の認定、令和 4 年には大阪府より「地域医療支援病院」の認定を受け運営を行っている。

○4 ページ

新病院開院に向けた、新病院基本構想計画の概要で平成 27 年 2 月に策定した計画としては、①救急医療、②高度専門医療、③患者視点の病院、④地域医療、⑤災害医療、⑥人材確保・育成の 6 つの柱を基本コンセプトとし、病床数が 307 床、診療科目が 21 科、1 日の外来患者数が 600 人前後の想定で建築した。

○5 ページ

増改築事業に関する検討経過として、これまで指定管理者と費用負担などについて協議してきたところ、令和 5 年 3 月に指定管理者より増改築を指定管理者で行い、増改築後、市に寄附する旨の文書が提出され、その対応について検討を進めてきた。

○6 ページ

令和 4 年度には、常勤医師数が 121 人、1 日平均入院患者数が 310 人、病床稼働率が 101.1%、1 日平均外来患者数が 1,058 人、救急患者数が 13,852 人、月平均救急患者数が 1,154 人となり、平成 29 年度の旧病院時代と現在を比較すると、常勤医師数は約 2.3 倍、1 日平均外来患者数も約 2 倍の状況である。なお、令和 5 年 4 月時点の常勤医師数は 131 人である。

○7 ページ

これまでの経営状況について、平成 30 年度の新病院開院時からの経営状況は、毎年黒字収益である。その黒字幅は、令和元年度の約 8 億円から令和 3 年度の約 25 億円であり、平成 30 年度から令和 3 年度までの累積収益は、約 68 億円である。

○8 ページ

和泉市消防本部からの救急搬送件数について、新病院開院時から救急医療も再開し、救急患者受入数は増加しているが、ここ 2 年間は、新型コロナウイルスの影響もあり、搬送件数が減少したことから、受け入れ人数は減少している。なお、当センターでは、搬送件数全体の 28%の受入を市立病院新改革プランの目標値としている。

○9 ページ・10 ページ

人口・高齢化率について、人口ビジョンや介護保険事業計画から見ると、この先、人口は減少傾向だが、高齢化率は増加傾向である。市立総合医療センターの患者年齢割合・患者数推移については、入院・外来患者年齢割合から見ても、65 歳以上の患者が約 5.5 割から 7 割弱を占めており、人口が減少したとしても高齢化率が増加していることから、今後も患者数については横ばいの傾向であると推計している。

○11 ページ

現状の課題・増改築の必要性として、「新病院 基本・構想計画」で想定していた患者数

等をはるかに上回る状況で、これまでも既存施設の空きスペースを活用し、内部改修で対応してきたが、スペース確保も限界となっており、待合スペース、診察室、感染症対策に伴う検査場所、病床等、透析室の透析用ベッド、がんセンターの診察室、化学療法用ベッドなどが不足し、救急医療や人間ドック、特定健診の受入拡充が必要となる。

また、外部有識者で組織する経営評価委員からも、「患者数が増加していることを踏まえ、施設の増築や拡充なども視野に入れ、医療サービス向上に取り組むべきである」との意見もあった。

○12 ページ

増改築による効果としては、現状の課題解消により、診察室や待合スペース狭小等の解消から待ち時間の減少、医療体制強化などにより、患者への医療サービスが向上する。

○13 ページ

今後の将来像、今後求められる機能として、将来的に人口減少社会・高齢化も進むにあたり、「地域包括ケアシステム」の一員として連携して、地域がん診療連携拠点病院として、がん医療及び地域医療に取り組む必要がある。当面は、現状の患者数が推移する見込みであるため、当初の想定を超える患者数に対応できる環境の確保が必要である。

また、今回、増改築を行うことで、市総合計画に掲げる重点施策である「救急医療体制の拡充」、「災害時医療体制の強化」、「感染症対策の強化」についても、これまで以上の充実が期待される。

さらに、現在の機能に加えて、よりよい医療環境を整え、新型コロナウイルス感染症など、予期せぬ事項に対応できる空間を確保することにより、市民への安心につなげることができることから、増築棟の建築が必要と整理している。

○14 ページ

増築棟の建築場所は、現在の建物（本館棟）東側で、構造は、鉄筋コンクリート造または鉄骨造で耐震構造を予定し、規模は7階建てで、建築面積は約 1,300 平方メートル、延床面積は約 7,000 平方メートル、高さが約 30 メートルとなる。

○15 ページ・16 ページ

増築棟の階層については、1階が駐車場、医療用倉庫で、2階が外来診察室、がんゲノムセンターなど、3階ががんセンター、4階がHCU、5階が災害感染症対策フロア、6階が健診センター、7階が研修医室、会議室などとなる。また、増築棟を建築することで、本館棟との連携が必要なため、2階から7階を渡り廊下で接続し、増築棟完成後、本館棟1階から3階の診察室や透析室などの内部改修工事を行い、改修規模は、約 1,300 平方メートルとなる。

○17 ページ

増改築の事業費について、市の財政面も踏まえ、費用負担等について指定管理者と協議を行ったところ、市が施工する場合と比較し、指定管理者が施工を行う方がはるかに短期間で建築でき、また、指定管理者から「これまで得た収益等を地域へ還元しながら更なる医療の充実を目指すことを念頭に活動していきたい」との申出もあり、指定管理者が増改築を行い、完成後、市が指定管理者から建物等の寄附を受けることが最善の方法と考える。

なお、事業費は、本館棟改築工事を含み約 40 億円となり、負担割合は、指定管理者が

100%となる。なお、指定管理期間等の内容変更はなく、これまでどおりの「基本協定書」に基づき運営管理を行う。

○18 ページ・19 ページ

寄附の採納について、現状の課題・増改築の必要性について市と指定管理者の見解が一致しているなかで、本来の手続きである「市が建築し、必要な費用を指定管理者に求める手法」を検討していたところ、指定管理者から「これまで得た収益等を地域に還元したい」、「早期に待合スペースの解消などの課題解決を図りたい」との視点から「指定管理者の費用で建築し、完成後、市に増築棟等を寄附したい」との申し入れがあった。

なお、公共施設は、本来、市が発注・施工すべきものであるとの認識であり、増改築後には、将来的な改修等が必要であるが、

- ・整備費については、全額指定管理者が負担
- ・増改築の内容は、課題解消につながると市としても認識
- ・市で施工するよりも早期の課題解決（施工期間の短縮）が期待
- ・寄附にあたって、指定管理者から一切の条件を付さないこと
- ・設計内容等は市職員が確認可能
- ・増改築をすることで、医療サービス向上に大きくつながり、市民の安心に大きく寄与すること

また、法的な制限が特にないこと踏まえて、寄附を受けることに問題がないと整理している。

○20 ページ

今後のスケジュールは、まず、市の予定として、令和5年6月に厚生文教委員会協議会で増改築事業の報告し、その後の令和5年7月または8月に庁議で意思決定を図る。

意思決定後のスケジュールは、令和5年度～令和6年度にかけて、基本設計、実施設計、令和6年度～令和7年度に増築棟の建築等、令和7年度中に増築棟の開院、令和7年度～令和8年度に本館棟内部改修工事、令和8年度中に改修後の本館棟開院予定となる。

○21 ページ

これまでの関係機関との協議内容については、記載のとおりであり、これまでの協議の中で、増改築事業を進めることについての承認は得ており、今後、設計等を踏まえ、詳細な協議を行う予定。

○22 ページ

工事期間中の来院者用駐車場（案）として、工事期間中、工事ヤードや工事車両搬入区域ができるため、1階の来院者用駐車場約100台分が使用できなくなる。そのため、工事期間中は、2階正面玄関前の緑地帯を一時的に仮設の来院者用駐車場として整備し、工事ヤードで使用できなくなる駐車台数と同様の約100台を確保するとともに、駐車場への進入動線の変更や駐車場出入口も複数になることから誘導警備員を配置し、安全確保に努め運用を行う。

○23 ページ

正面玄関前緑地帯を仮設来院者用駐車場に変更した場合のレイアウト図（案）は記載のとおりである。

	<p>○24 ページ</p> <p>これまでの内容を踏まえたまとめとして、①増改築の必要性について、「新病院 基本・構想計画」で想定していた以上の患者及び医師の増加等による、待合スペースの不足、診察室の不足、また、医療サービス向上に向けた、救急医療の充実や地域医療との連携強化などが必要となることから、増改築事業を進めていくものとし、②寄附の是非については、市の財政面や施工期間の短縮、待合室スペース不足などの課題が早期に解決でき、医療サービスの向上に繋がるほか、指定管理者が寄附に関して一切の条件を付さないことから、寄附を受けることに問題がないため、寄附として進めていくものとする。</p> <p>以上のことについては、政策調整委員会で承認を得たのち、厚生文教委員会協議会での意見も踏まえて、庁議で最終的意思決定を願う。</p> <p>○25 ページ・26 ページ</p> <p>参考資料として、議会の議決についてまとめており、記載のとおり議会の議決が不要であることを整理済み。</p>
森吉副市長	<p>所管課から概要説明があった。今後、協議会報告もしていくということで、どんな小さなことでも結構なので気づいたことも含めて意見や質問は無いかな。</p>
前田部長	<p>【質疑】</p> <p>厚生文教委員会協議会での報告や庁議での意思決定の後に指定管理者と何か取り決めを交わすのか。</p>
健康づくり推進室	<p>建築中の建物の管理や患者等からの苦情対応、建築後の寄附等に関して、責任の所在等を明確にしておく必要があることから、庁議での意思決定後、覚書を交わす。</p>
前田部長	<p>覚書の内容については、総務管財室とも調整してほしい。</p>
藤井課長	<p>救急医療の受け入れについては、医師が確保されてこそ、成立するもので、医師が確保されないなら、ハード整備しても意味がないものになると思うが、医師確保は問題ないとの解釈でいいか。</p>
健康づくり推進室	<p>医師確保については、常勤医師数を見ると、平成30年の新病院開院後、指定管理者の努力もあり、年々、医師確保数も伸びている。令和5年4月には131人の常勤医師を確保することができおり、今後、指定管理者との協議の中ではおおむね3年以内には、常勤医師を150人まで確保するよう取り組むと聞いている。</p>
藤井課長	<p>診察室の不足がありハード面の整備・拡充するということだが、131人が150人になったときに、診察室は不足にはならないのか。</p>
健康づくり推進室	<p>医師の増加も見据えて増改築を行うこととしているので診察室は不足にならず、より一</p>

	<p>層医療サービスの向上にも取り組んでいけると考える。</p>
藤井課長	<p>今後の寄附に対する市の考え方について、どのような考えなのか。</p>
健康づくり推進室	<p>今回の病院の増築棟は、指定管理者から寄附の申出があったことや、早期の課題解決につながることから、寄附が最善の形であると考えている。また、指定管理者との見解も一致しているため、規程等に基づき寄附を採納していくものとなる。</p> <p>今後の市に対する寄附の是非については、総務部と調整を行い、各担当部局の事業内容等にもよるため、状況に応じて寄附を採納していくものとする。</p>
門林課長	<p>増築棟の維持管理費等の費用について教えてほしい。</p>
健康づくり推進室	<p>増築棟の維持管理費用は、空調機器などの使用年数にもよるが、建築後、約10年から約15年後には大規模改修が必要と考えており、現在の建物（本館棟）の大規模改修工事費用を基に、面積按分した概算にはなるが、外壁が約500万円、防水処理が約1,000万円、空調等が約6,000万円、あわせて約7,500万円を見込んでいる。ただし、指定管理者と締結している基本協定書で、備品等1,000万円以下のものについては、指定管理者の負担となり、大規模改修など1,000万円を超えるものについては、市と指定管理者の折半となることから、今回の増築棟の維持管理費用は、約3,750万円が必要と考える。</p>
門林課長	<p>増改築費用が約40億円となっているが、増築棟と本館棟のそれぞれの費用の内訳を教えてください。また、増築に伴う医療機器や備品等の費用負担を教えてください。</p>
健康づくり推進室	<p>増改築費用約40億円の内訳は、増改築棟の建築費用が約36億円、本館棟の改修工事費用が約4億円となる。</p> <p>また、増改築に係る費用以外に、「仮設の来院者用駐車場整備費用」、「新たな医療機器の購入費用」、「机や椅子などの施設備品費用」、「医療機器等の移設費用」などが必要となるが、これらも全て指定管理者が全額負担するものとなる。</p>
門林課長	<p>指定管理期間の変更はないと言っていたが、指定管理料についても変更はないのか。</p>
健康づくり推進室	<p>指定管理期間や指定管理料については、平成26年1月30日に締結している「基本協定書」の協定内容を変更しないため、引き続き指定管理期間や指定管理料の変更はない。</p>
高垣課長	<p>増改築について、メリットばかりが記載されているが、デメリットはないのか。</p>
健康づくり推進室	<p>デメリットとしては、市に寄附という形で建物をもらうので、その後の維持管理費用が発生すると考えており、将来的な話ではあるが、後には老朽化を迎えて建物を除却することも考えられるため、その際に除却費用が市の負担として発生する。</p>

高垣課長	増築後の寄附となるため、建築中は指定管理者である民間事業者が市の土地に建物を建てることになるが、建築中の行政財産使用について、法的にどのように整理しているのか。
健康づくり推進室	本来、民間事業者が市の土地に建物を建築することに対して、目的外使用許可を行うことはできないが、今回の増改築の建物の寄附は、病院として使用し、民間が使用する前に市に寄附されること、また、公益上の必要性もあることから、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産の目的外使用許可を行うことで、建築が可能と整理している。
並木公室長	本館棟の具体的な改修工事の内容について教えてほしい。
健康づくり推進室	本館棟の改修場所としては、1 階が医師数等の増加による更衣室の拡張、2 階が救急外来診察室 3 室を 7 室に拡張及び事務職員増加に伴う医事課の事務スペースの拡張、3 階が人工透析室の拡張及び歯科口腔外科・眼科を現在の場所から健診センター場所に移設拡張、並びに、がん相談支援センターを 2 階から 3 階に移設拡張などとなる。
並木公室長	平成 30 年度から令和 3 年度で約 68 億円の収益があったということで、令和 2 年度と令和 3 年度が大幅な黒字となっている。この要因は、病院経営がうまくいっていることもあるが、いわゆるコロナ関係の補助金の影響もあったかと思うが、実態としてはどうか。 今回の寄附の申し出については、コロナの特殊事情もあり収益の多くを地域へ還元したいという認識でいいのか。 また、病院会計では、この収益は、指定管理者の収入になっていると思うが、この収益はどのように処理されているのか。
健康づくり推進室	平成 30 年度から令和 3 年度の約 68 億円の収益については、令和 2 年度、令和 3 年度において、新型コロナウイルス感染症に伴う入院病床確保のために休床とした病床の補償金、入院病床確保緊急支援事業補助金が、令和 2 年度は約 8 億 6 千万円、令和 3 年度は約 8 億 5 千万円の計約 17 億 1 千万円含まれている。 収益の還元については、指定管理者から「これまで得た収益等を地域へ還元しながら更なる医療の充実を目指すことを念頭に活動していきたい」との申出もあることから、病院事業の収益の多くが還元されるという認識をしている。なお、指定管理者の収益は、黒字部分も含めて、全て医療法人徳洲会が管理していると聞いている。
八木部長	工事期間中は仮設駐車場に約 100 台の駐車スペースを確保するということだが、増築棟を建築する場所は、現在、駐車場となっている。増築棟を建築した時に、駐車台数が少なくなるのではないのか。
健康づくり推進室	増築棟を建築する場所の現在の駐車台数は 41 台確保しているが、増築棟を建築するに

八木部長	<p>あたり、医療用倉庫の設置等が必要となるので、約 20 台分の駐車台数が減少する予定。なお、増築棟の建築により、来院者数も増加することが考えられるので、駐車台数が不足する場合には、新たな駐車場の場所を確保するよう努める。</p> <p>駐車場を増設する場合は、和泉中央線における渋滞対策も踏まえて、検討してほしい。また、南海バスがロータリーに入ると思うが、時刻が遅れたりすることのないよう配慮してほしい。</p>
小泉参与	<p>増築棟の建設にあたっては、19 ページに「設計内容等は市職員が確認可能」となっているが、仕様については公共建築物と同水準のものを確保する必要があると思うが、市として関与できるのか。</p> <p>また、寄附を受けた後は市としても維持管理に関わることとなるが、寄附を受ける前に何らかの検査などは考えているのか。</p>
健康づくり推進室	<p>今回の増改築については、既存の本館棟との連携も必要となることから、設計や工事、寄附を受ける建築物が基準等に適しているかどうかなど、都市デザイン部に協力を依頼している。今後も引き続き設計及び工事等の進捗に合わせて適宜確認し、指定管理者と協議のうえ、進めていく。</p>
小泉参与	<p>診療科目がこれまで若干増えているが、将来的に診療科目を増やす計画はあるか。</p>
健康づくり推進室	<p>診療科目については、令和 5 年 4 月 1 日から 33 診療科が 35 診療科となった。今後、新たな診療科目の創設については、医師確保の状況を踏まえ、検討する。</p>
小泉参与	<p>増える可能性もあるということか。</p>
健康づくり推進室	<p>医師の専門の内容によって、診療科を増設できる可能性もある。また既存の診療科に医師が増える可能性もあり、医師次第である。</p>
並木公室長	<p>令和 6 年度の竣工へ向けて、新泉大津市立病院の建設が予定されているが、今回の増築に影響を与えるか。</p>
健康づくり推進室	<p>令和 6 年度に、新泉大津市立病院が開院すると聞いているが、当センターとしては、引き続きこれまでどおり患者に選ばれる病院として医療サービス向上に取り組んでいく。また、地域医療支援病院の認定も受けていることから、新泉大津市立病院も含めて、病病連携・病診連携を行っていき、医療サービス向上に取り組む。</p>
森吉副市長	<p>寄附に関しては、指定管理期間の延長・指定管理料の変更なしということで条件付きの寄附ではないかとは思いますが、何か裏があると誤解されることがないように、指定管理者に対</p>

吉田副市長	<p>してはこれまでどおり毅然と対応してもらいたい。</p> <p>また、指定管理者である法人の考え方に動かされることなく、市立の総合医療センターであることを意識しながら、市民のための病院として今後も存続していくよう行政経営をしてほしい。</p> <p>寄附の申出書、覚書に今後一切の条件を付すことはないことを明記しないのか。</p>
健康づくり推進室	<p>覚書の内容については、これから精査することになるが、指定管理期間の延長等はせずに、これまでどおりの基本協定書に基づいて運営を行っていくような条文を入れていく予定である。</p>
森吉副市長	<p>指定管理料、期間の延長に繋がるようなことはないかと記載するのか、協定書どおりとするのかは総務管財室や関係課と調整して進めること。</p>
門林課長	<p>指定管理者より市へ提出された文書とはどのような内容か。</p>
健康づくり推進室	<p>診察室の不足、感染対策の中で、これまでの収益を地域の住民に還元したいという思いもあり、建物については指定管理者で建築して、その後市へ寄附するという内容が記載されたものである。</p>
森吉副市長	<p>【結論】</p> <p>他に質疑等はないか。無いようなので、本委員会としての結論を申し上げる。</p> <p>付議要求のあった和泉市立総合医療センター増改築事業については、増改築の必要性が認められること及び寄附を受けることに対し問題がないことから、指定管理者の費用で増改築事業を進め、完成後に市が寄附を受けるように調整を進めることとする。</p> <p>但し、本件については、第2回定例会厚生文教委員会協議会で報告し、議会の意見を聴取した上で、本日の審議結果を庁議に報告し、最終の意思決定を図るものとする。</p> <p>なお、所管部署においては、引き続き、説明責任を果たせるように、事前準備に努めるとともに、議会に対しては、より丁寧に説明し、必要に応じて進捗状況を報告すること。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>